

## 犬山市建築事業等事前審査会の概要

犬山市で一定規模以上の開発や建築事業等を行う場合には、犬山市建築事業等事前審査会において事前審査及び協議を行います。

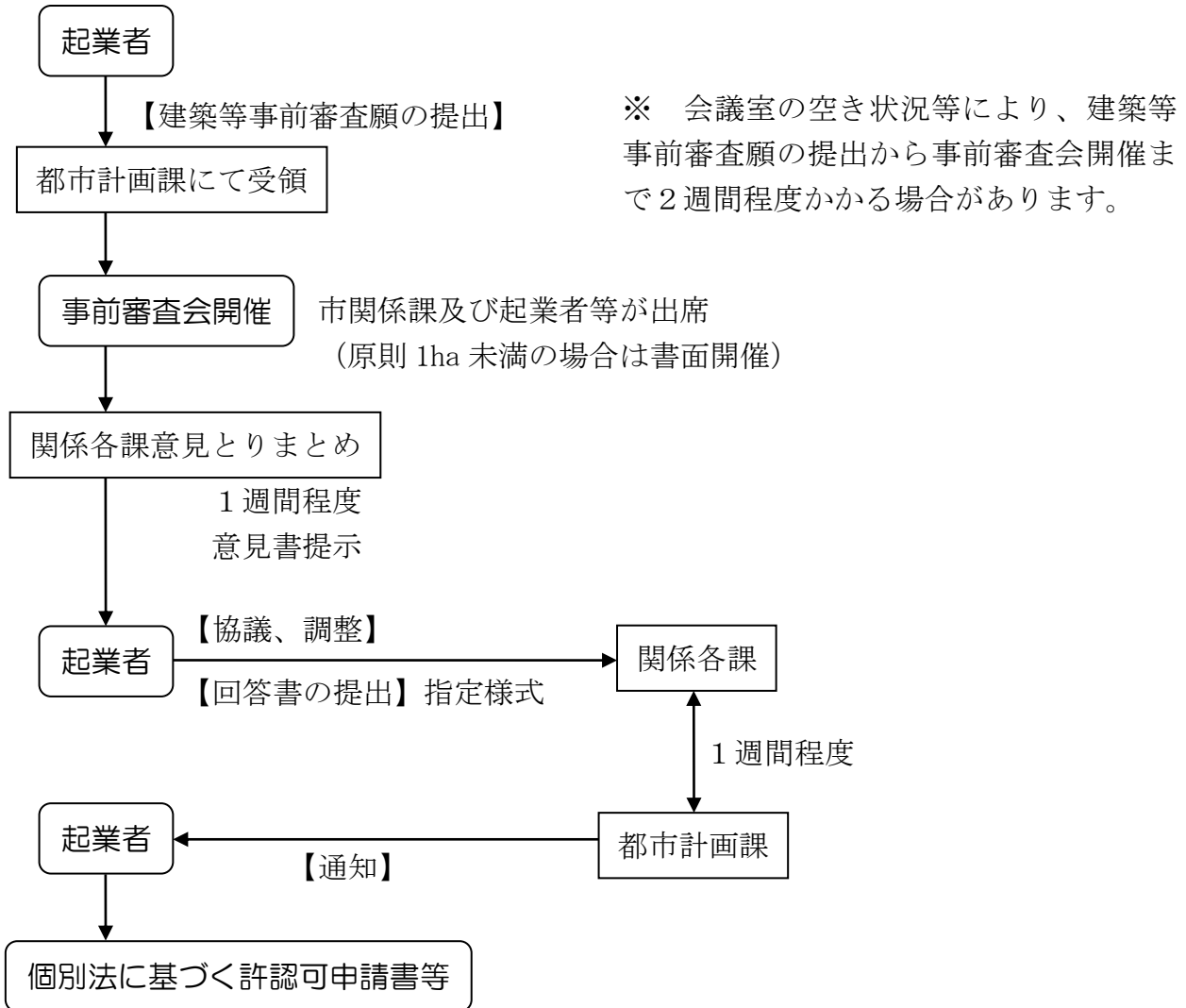
### 1 事前審査が適用される範囲について（要綱第8条関連）

号	区 分	対 象 事 業
(1)	開発事業  主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。	ア 一戸建ての住宅(自己の居住用のものを除く。)、長屋又は共同住宅の建築を目的とした事業（「住宅開発事業」という。）で、開発区域の面積が1,000㎡以上のもの。
		イ 一戸建て住宅、長屋及び共同住宅以外の建築物の建築を目的とした事業で、開発区域の面積が3,000㎡以上のもの
		ウ 第1種特定工作物（コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で都市計画法施行令で定めるもの）の建設を目的とする事業で、開発区域の面積または土地の面積が1,000㎡以上のもの
(2)	建築事業  建築基準法第2条第1号に規定する建築物を建築（建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転すること）する目的で行う行為をいう。	ア 敷地面積が3,000㎡以上のもの又は建築物の床面積の合計が1,500㎡以上のもの。（共同住宅、長屋、工場又は倉庫の用途に供する建築物を除く。） 工場又は倉庫の用途に供する建築物にあつては、当該建築物の床面積の合計が5,000㎡以上のもの
		イ 共同住宅又は長屋の用途に供する建築物の建築を目的とする事業（「共同住宅建築事業」という。）で、敷地面積が1,000㎡以上のもの又は当該建築物の床面積の合計が1,500㎡以上のもの
		ウ 地下を除く階数が5以上又は高さが15m以上の建築物（中高層建築物）を建築するもの
(3)	住宅計画事業	一 一団の土地で行う一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅のための宅地を供給する事業で、その土地の面積が1,000㎡以上のもの。ただし、開発行為を伴うものを除く。
(4)	上記(1)～(3)以外の事業	ア 木竹の伐採又は樹根を採掘する行為で、面積が5,000㎡以上のもの
		イ (7) 宅地以外の土地を宅地に変更する行為又は宅地において行う概ね30cm以上の土地の切盛を行うもので、事業を行う面積が5,000㎡以上のもの (4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為で、事業を行う面積が5,000㎡以上のもの
		(ウ) 水面を埋め立て、又は干拓する行為で、事業を行う面積が5,000㎡以上のもの
(5)	前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めるもの	

※同一の起業者（系列法人等を含む）が3年以内に隣接地（道路及び水路を隔てた土地を含む）で建築事業等を行う場合、又は複数の起業者が隣接地で一体的に建築事業等を行う場合については、1つの事業として前項の規定を適用します。

※上記に満たない小規模な共同住宅又は長屋の用途に供する建築物の建築を目的とする事業を行うときは、「建築計画報告書」（要綱第12条関連）を提出してください。

## 2 事前審査の手続きの流れについて（要綱第6条、第7条、第9条）



## 3 指導要綱や基準について

指導要綱や様式は、犬山市ホームページからダウンロードできます。

「トップページ→事業者向け情報→建築→犬山市宅地開発等指導要綱」

<http://www.city.inuyama.aichi.jp/jigyo/kenchiku/1001159.html>

施設等の整備基準については、指導要綱をご覧ください。

### 【問い合わせ先】

〒484-8501

犬山市大字犬山字東畑36

犬山市役所都市整備部都市計画課 建築指導担当

TEL:0568-44-0331

FAX:0568-44-0366